

「緊急行動計画」の今後の展開について

- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会）

緊急行動計画 H28～R2（5か年） ※1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策 避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など	危機管理型ハード対策等 R2概ね完了見込み
--	--------------------------

※1
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※2
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

流域治水（流域治水協議会 国管理河川118協議会）



R3以降

流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会 ※2

地域の取組方針

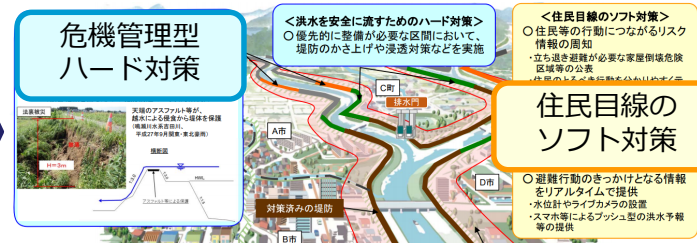
避難・水防対策 避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など
--

河川対策の検討 河川整備、ダム建設など

流域対策の検討 下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

令和2年度までの取組状況

- 危機管理型ハード対策等について、令和2年度までに概ね完了。
- 避難・水防対策などのソフト対策について、取組が充実。



水防災意識社会再構築ビジョン（平成27年12月報道発表）

令和3年度以降の取組の方向性について

- 避難・水防対策の更なる充実を図る（以下の取組について**継続的に推進**する）

水害リスク空白域の解消

- 洪水予報河川及び水位周知河川以外の法河川（いわゆる、「その他河川」）における浸水想定区域の指定が水防法改正により義務化されることを踏まえて、その指定を2025年度末までに完了させる。
※2025年度末までの指定完了は、水防法改正の目標・効果に対するKPIに位置づけ。また、第5次社会資本整備重点計画に位置づける予定。
- あわせて、指定された浸水想定区域を、市町村が作成するハザードマップに速やかに反映させる。

ハザードマップの周知および住民の水害リスクに対する理解促進の取組

- マイ・タイムライン、マイ・防災マップの作成促進（講習会開催等）
- まるごとまちごとハザードマップの設置促進
- ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進

等



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保

- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成を2021年度末までに完了させる。
※2021年度末までの指定完了は、「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」に位置づけ。
- 施設管理者等から市町村への訓練結果の報告が水防法改正により義務化されることを踏まえて、避難訓練の実施を徹底する。
- 要配慮者利用施設のうち、入所型の社会福祉施設については、施設利用者のケア等の業務継続を可能とする避難先（垂直避難場所等）を確保する等、避難の実効性を高める。
- 施設管理者等への防災知識の普及や施設管理者等の防災スキルの向上を図るため、市町村等による講習会等の開催を促進する。



その他（既存取組方針の未達成項目の推進）

令和3年度から取組方針の見直しに着手

継続的に推進